

令和 5年 2月 6日

令和5年度るすつ保育所新規入所児童の募集について

日頃より、児童福祉行政に対しご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、今般、令和5年度において保育所の利用対象となる年齢に到達しているお子さん（生後6か月から就学前まで）を対象に、保育所入所に係る申し込みを募集いたします。
詳細等につきましては、下記のとおりとなりますのでご確認ください。

記

○ 提出書類の受付期間

令和 5年 2月 6日（月）から令和 5年 3月 3日（金）まで

※ 保育所入所申込書一式につきましては、るすつ保育所での配布、または、留寿都村ホームページからのダウンロードが可能となっています。

○ 提出書類の受付場所

るすつ子どもセンターぽっけ（るすつ保育所）

○ るすつ保育所 入所説明会

【 日にち 】

2月21日（火）、22日（水）、24日（金） の3日間

【 時 間 】

13時から15時の間で実施。

※ 保育所の利用を初めて考えているお子さんの保護者につきましては、入所説明会を実施します。希望のある方は、るすつ保育所（☎0136-46-3525）までご連絡下さい。
なお、上記の日時でご都合のつかない方につきましては、後日、個別に対応させていただきます。その際、再度、日程調整をさせていただきます。

るすつ保育所に関する詳細につきましては、裏面をご覧ください。



1. 保育所について

「保護者が働いている、病気である、家族の介護にあたっている等の理由により日中家庭における保育が困難な児童を預かり、保育を行います。」

○定員：80名（0歳児4名、1・2歳児22名、3歳児以上54名）

○対象：6か月児から5歳児まで

○開所日及び保育時間

・月曜日から金曜日：① 午前7時30分から午後6時30分まで（保育標準時間）

② 午前8時30分から午後4時30分まで（保育短時間）

※保護者の就労時間等により、各家庭における保育を必要とする時間数を考慮し決定します。

・土曜日：午前7時30分から昼12時30分まで

○閉所日

・日曜日、祝日、年末年始（12月31日から翌年1月5日まで）

2. 保育料等について

○保育料

・保育料は、児童の年齢と父母（家計の主宰者である場合は、同居の祖父母及びそれ以外の扶養義務者なども含む場合があります。）の市町村民税所得割額により決定します。4月から8月までは前年度の市町村民税、9月から3月の保育料は当年度の市町村民税で算定するため、毎年9月に保育料の切り替えを行います。

※令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化により、3歳以上児の全世帯及び3歳未満児の市町村民税所得割非課税世帯の保育料は無償となっています。

○給食費

・3歳以上児の給食費については実費徴収となるため、月額4,500円を負担していただきます。（3歳未満児は、保育料に含まれているので負担はありません。）

※市町村民税所得割非課税世帯等の給食費は、免除となります。

○留寿都村ふるさと応援基金子育て支援保育料等助成金事業

・本村では、ふるさと納税を財源として、子育て世帯の保護者の経済的負担の軽減や子育て支援の拡充として、平成30年度から保育料の半額助成、令和元年度から給食費の半額助成を行っています。

※保育料算定額等の詳細につきましては、入所後にお知らせします。

3. その他

現在、保育所に入所している児童で、引き続き入所を希望される方につきましては、るすつ保育所において、継続申込用紙一式を配布しますので、受付期間内にご提出されるようお願いいたします。

保育や書類の記載などについて不明な場合は、るすつ保育所までお問い合わせください。

【☎ 0136-46-3253】